

# 容器検査所に関する登録等手続きの案内

(高圧ガス保安法・容器保安規則)  
(高圧ガス保安法・国際相互承認に係る容器保安規則)

令和4年9月

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室

## 目 次

- I 容器検査所の登録
- II 容器検査所の登録更新
- III 検査主任者の選解任の届出
- IV 容器検査所の廃止
- V 名称及び検査所所在地名の変更
- VI 検査設備の変更について
- VII 帳簿の記載について
- VIII 容器検査所に関する申請書等提出先

### (様式集)

- 様式番号A 容器検査所登録申請書
- 様式番号B 検査所に関する説明書
- 様式番号C 容器再検査対象容器一覧表
- 様式番号E 検査設備明細書  
(アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器を検査する場合)
- 様式番号F 検査設備明細書 (超低温容器を検査する場合)
- 様式番号G 検査設備明細書 (一般複合容器を検査する場合)
- 様式番号H 検査設備明細書  
(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、又は圧縮水素運送自動車用容器及びこれらの容器に装置されている附属品を検査する場合)
- 様式番号I 検査設備明細書  
(液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品を検査する場合)
- 様式番号J 検査設備明細書  
(一般附属品 (圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品以外の附属品) を検査する場合)
- 様式番号K 検査設備明細書  
(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器及びこれらに装置されている附属品を検査する場合)
- 様式番号D 容器検査所登録更新申請書

様式番号L 検査主任者届書  
様式番号M 履歴書  
様式番号N 高压ガスの充填作業、容器若しくは附属品の製造の作業  
又は検査の実務に関する経験証明書  
様式番号O 容器検査所廃止届書  
様式番号P 高压ガス製造事業所等変更届書

(記入例)

様式番号A 容器検査所登録申請書  
一般継目なし容器、溶接容器  
超低温容器、溶接容器（高压ガス運送自動車用容器）  
アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器  
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器  
国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器  
様式番号B 検査所に関する説明書  
一般継目なし容器、溶接容器  
アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器  
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器  
国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器  
様式番号C 容器再検査対象容器一覧表

## I 容器検査所の登録

容器又は附属品の再検査を実施しようとする場合、検査所ごとに都道府県知事による容器検査所の登録を受ける必要があります。（高压ガス保安法（以下「法」という。）第49条第1項）

### 1 登録を受ける必要がある場合

(1) 新規に容器検査所を設けようとする場合

(2) 相続、合併、分割、譲渡、法人化又は組織変更等により、登録を受けた者が変更する場合

(3) 登録を受けた検査所が、検査する容器又は附属品の種類を変更する場合

[注1] 上記の(2)、(3)については、旧登録は廃止届が必要です。

[注2] 上記の(2)については、事前にご相談ください。相続等の事実を証する書類を添えてあらかじめ申請いただければ、変更する日を登録日とします。

### 2 登録の有効期間 5年（高压ガス保安法施行令（以下「政令」という。）第12条の2）

### 3 提出書類

様式番号	提出書類	備考
A	容器検査所登録申請書	
—	登記簿謄本（法人のみ）	
—	住民票（個人のみ）	
B	検査所に関する説明書	
C	容器再検査対象容器一覧表	
E～K	検査設備明細書	検査する容器又は附属品に該当する様式を使用ください。
—	検査所附近図	
—	検査所内配置図	
—	再検査手順書	
—	再検査成績表	容器保安規則（以下「容器則」という。）第71条に基づき記載する帳簿の様式
—	手数料	16,000円（令和2年12月現在） 愛知県収入証紙によること

### 4 残ガスの回収について

容器検査所に残ガス回収設備を設置して高压ガスの製造行為をする場合は、別途製造許可等の手続きをしてください。（法第5条）

### 5 容器検査所登録申請書中「容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類」の記載について

以下の内容を遵守してください。

(1) 容器再検査をする容器の種類は、以下の容器から選択してください。

溶接容器、超低温容器、ろう付け容器、一般継目なし容器、一般複合容器、

圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器)

- (2) 容器再検査をする容器の種類が容器保安規則に基づく場合は欄中の容器を○印で囲み、国際相互承認に係る容器保安規則に基づく申請の場合、国際容器を○印で囲んでください。両方の規則に基づく場合はいずれも○印で囲んでください。
- (3) 容器再検査をする容器に充填する高圧ガスの種類に条件を付す場合は、条件を記載してください。
  - 例1. 液化石油ガスを充填する容器に限る。
  - 例2. 毒性ガスを充填する容器を除く。
- (4) 検査設備として残ガス回収設備が必要であるものの残ガス回収をしない場合は、条件を記載してください。
  - 例1. 可燃性ガスを充填する容器であって残ガス回収したものに限る。
  - 例2. 毒性ガスを充填する容器であって残ガス回収したものに限る。
- (5) 容器再検査をする容器の内容積に条件を付す場合は、条件を記載してください。
  - 例1. 内容積120リットル以下のものに限る。
  - 例2. 内容積500リットル以上のものに限る。
- (6) その他条件を付す場合は、条件を記載してください。
  - 例. 高圧ガス運送自動車用容器に限る。
- (7) 附属品再検査をする附属品に条件を付す場合は、上記(3)～(6)を参考にして条件を記載してください。

## II 容器検査所の登録更新

容器又は附属品の再検査を継続しようとする場合、検査所ごとに容器検査所の登録更新を行う必要があります。（法第50条第1項）

登録の有効期間を経過する1月前までに手続きを行うようにしてください。

また、有効期間の経過後には、その容器検査登録票を返納する必要があります。（容器則第32条第2項及び国際容器則第23条第2項）

1 登録の有効期間 5年（政令第12条の2）

2 提出書類

様式番号	提出書類	備考
D	容器検査所登録更新申請書	
B	検査所に関する説明書	
C	容器再検査対象容器一覧表	
E～K	検査設備明細書	検査する容器又は附属品に該当する様式を使用ください。
—	検査所附近図	
—	検査所内配置図	
—	容器検査所登録票の写し	登録更新後、遅滞なく原本を返納すること
—	手数料	16,000円（令和2年12月現在） 愛知県収入証紙によること

3 残ガスの回収について

容器検査所に残ガス回収設備を設置して高压ガスの製造行為をする場合は、別途製造許可等の手続きをしてください。（法第5条）

4 容器検査所登録更新申請書中「容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類」の記載について

以下の内容を遵守してください。

- (1) 容器再検査をする容器の種類は、以下の容器から選択してください。  
溶接容器、超低温容器、ろう付け容器、一般継目なし容器、一般複合容器、  
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、  
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器
- (2) 容器再検査をする容器の種類が容器保安規則に基づく場合は欄中の容器を○印で囲み、国際相互承認に係る容器保安規則に基づく申請の場合、国際容器を○印で囲んでください。両方の規則に基づく場合はいずれも○印で囲んでください。
- (3) 容器再検査をする容器に充填する高压ガスの種類に条件を付す場合は、条件を記載してください。  
例1. 液化石油ガスを充填する容器に限る。

例 2. 毒性ガスを充填する容器を除く。

(4) 検査設備として残ガス回収設備が必要であるものの残ガス回収をしない場合は、条件を記載してください。

例 1. 可燃性ガスを充填する容器であって残ガス回収したものに限る。

例 2. 毒性ガスを充填する容器であって残ガス回収したものに限る。

(5) 容器再検査をする容器の内容積に条件を付す場合は、条件を記載してください。

例 1. 内容積 120 リットル以下のものに限る。

例 2. 内容積 500 リットル以上のものに限る。

(6) その他条件を付す場合は、条件を記載してください。

例. 高圧ガス運送自動車用容器に限る。

(7) 附属品再検査をする附属品に条件を付す場合は、上記 (3) ~ (6) を参考にして条件を記載してください。

### Ⅲ 検査主任者の選解任の届出

容器検査所の登録を受けた者は、検査所ごとに、所定の知識経験を有する者\*又は高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから検査主任者を選任する必要があります。（法第52条第1項）

容器検査所の新設や人事異動などにより検査主任者を選任又は解任した場合は、遅滞なく、選解任届を提出する必要があります。（容器則第34条及び国際容器則第25条）

\*所定の知識経験を有する者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に1年以上従事した者
- ② 学校教育法による高等学校において工業に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に2年以上従事した者
- ③ 容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に3年以上従事した者
- ④ 専ら圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びにこれらの容器に装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、自動車整備士技術検定規則第2条の規定に基づく1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の資格を有する者
- ⑤ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器及びこれらに装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、自動車整備士技術検定規則第2条の規定に基づく1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の資格を有する者

#### 提出書類

様式番号	提出書類	備考
L	検査主任者届書	
M	履歴書	上記①及び②の者を選任する場合
	高圧ガス製造保安責任者免状の写し	高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者を選任する場合
N	実務経験証明書	上記①～③の者を選任する場合
	資格を証明するもの	上記④及び⑤の者を選任する場合

※検査主任者届書について容器再検査をする容器の種類が容器保安規則に基づく場合は欄中の容器を○印で囲み、国際相互承認に係る容器保安規則に基づく申請の場合、国際容器を○印で囲んでください。両方の規則に基づく場合はいずれも○印で囲んでください。



## IV 容器再検査所の廃止

容器検査所の登録を受けた者が容器再検査又は附属品再検査の業務を廃止したときは、遅滞なく、廃止届を提出してください。（法第56条の2）

また、容器検査所登録票を返納する必要があります。（容器則第32条第2項及び国際容器則第23条第2項）

### 提出書類

様式番号	提出書類	備考
○	<u>容器検査所廃止届書</u>	
	容器検査所登録票	

※容器検査所廃止届書について容器再検査をする容器の種類が容器保安規則に基づく場合は欄中の容器を○印で囲み、国際相互承認に係る容器保安規則に基づく申請の場合、国際容器を○印で囲んでください。両方の規則に基づく場合はいずれも○印で囲んでください。

## V 名称及び検査所所在地名の変更

容器検査所の名称又は検査所所在地名に変更があった場合は、次の書類を提出してください。

### 提出書類

様式番号	提出書類	備考
P	<u>高压ガス製造事業所等変更届書</u>	
	登記簿謄本	名称変更の場合

## VI 検査設備の変更について

登録を受けた容器検査所の検査設備を変更する場合、変更に関する手続きは法令に定めがありません。

したがって、検査設備の変更は、検査設備の基準（容器則第33条及び国際容器則第24条）の規定により適切に実施し、登録更新時には検査設備明細書に変更後の設備を記載してください。

## Ⅶ 帳簿の記載について

容器検査所の登録を受けた者は、容器再検査又は附属品再検査を実施したときに、容器〔附属品〕の記号及び番号、並びに容器〔附属品〕再検査の年月日及び成績を帳簿に記載し、記載の日から容器則第71条第2項各号及び国際容器則第60条第2項各号に定める所定の期間保存する必要があります。

### 1 主な容器の帳簿の保存期間

容器の種類	保存期間
・溶接容器等（経過年数20年未満のものであって、容器則第71条第2項第2号及び第7号に掲げるものを除く。） ・一般継目なし容器	5年1ヶ月
・溶接容器等（経過年数20年以上のものであって、容器則第71条第2項第2号及び第7号に掲げるものを除く。） ・一般複合容器	2年1ヶ月
・圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器（経過年数4年以下のもの）	4年1ヶ月
・圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器（経過年数4年を超えるのもの）	2年2ヶ月
・国際圧縮自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（経過年数4年1ヵ月以下のもの）	4年2ヶ月
・国際圧縮自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（経過年数4年1ヵ月以上のもの）	2年4ヶ月
・アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器	5年2ヶ月
・国際相互承認圧縮水素自動車用燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（経過年数4年1ヵ月以下のもの）	4年2ヶ月
・国際相互承認圧縮水素自動車用燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（経過年数4年1ヵ月以下のもの）	2年4ヶ月

## Ⅸ 容器検査所に関する申請書等提出先

容器検査所の所在地により申請書の提出先と問い合わせ先が下記のとおりとなります。

### ○容器検査所の所在地が（愛知県内の）名古屋市以外の場合

**提出先**：愛知県防災安全局 防災部 消防保安課 産業保安室 高圧ガスグループ

**問合せ先**：一般高圧ガス関係 052-954-6198（ダイヤルイン）

液化石油ガス関係 052-954-6197（ダイヤルイン）

### ○容器検査所の所在地が名古屋市内の場合

**提出先**：名古屋市 消防局 予防部 規制課 保安係

**問い合わせ先**：052-972-3553（ダイヤルイン）

容器検査所登録申請書	容器	× 整理番号	
	国際容器	× 受理年月日	年 月 日
		× 登録番号	
名称			
容器検査所所在地			
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類			
欠格事由に関する事項	1	高压ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者	
	2	高压ガス保安法第53条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者	
	3	心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者	
	4	法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	

年 月 日

代表者 氏 名

愛 知 県 知 事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

## 検査所に関する説明書

検査所	名 称			
	所 在 地			
	責 任 者 名		電 話 番 号	
検査 予実 定績 個 数	検査する容器等の種類		予定又は実績個数（年又は月）	
残ガス回収 及び処理に 関する方法				
廃水処理に 関する方法				
検査 主 任 者	氏 名		検査実施者の 名称の符号	
	申請人との関係			
	資 格			
	資 格 証 明			
検査所に勤務する 従業員の総数		名	再検査に従事する 者の数	名
兼業の有無及び内容				
備考				

## 容器再検査対象容器一覧表

容器の種類 <sup>*1</sup>	ガスの種類	残ガス回収した容器か否か（可燃性ガス又は毒性ガスを充填する容器のみ）	その他の条件 <sup>*2</sup>	内容積 <sup>*3</sup> (単位：リットル)

「\*1 容器の種類」は、以下から選択してください。

溶接容器、超低温容器、ろう付け容器、一般継目なし容器、一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器

「\*2 その他の条件」は、容器の種類が、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器又は一般複合容器の場合のみ、以下の①～④のうちいずれかの番号で選択して下さい。（容器則第26条第1項第3号イ）

・加圧試験による耐圧試験を実施する容器

① 破壊に対する安全率が3.5以上となるように肉厚を定めた容器であって内容積が2リットル以下のもの（金属ライナー製一般複合容器を除く。）

② 高圧ガス運送自動車用容器

③ プラスチックライナー製一般複合容器

・膨張測定試験による耐圧試験を実施する容器

④ 上記①～③以外の容器

また、圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち超音波探傷試験を実施する継目なし容器については⑤を選択して下さい。

「\*3 内容積」は、条件を付す場合のみ記載して下さい。

## 検査設備明細書

対象容器：アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器（容器則第33条第1号）

1. 容器のさび落しのための設備、洗じょう設備及び乾燥のための設備（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（以下「告示」という。）第31条第1項第1号及び第2号）

（イ～へについては、該当するものを記入する。）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
イ. 容器回転式洗じょう機				
ロ. 回転式清じょう機				
ハ. 薬剤等を用いる洗じょう設備				
ニ. サンドブラスト				
ホ. ショットブラスト				
ヘ. ねじ部を清じょうするための器具				
乾燥のための設備				

2. 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備（告示第31条第1項第3号及び第4号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
スケール(JIS B7516(1987)金属製直尺1級に適合するもの)				
ノギス(JIS B7507(1993)ノギスに適合するもの)				
デプスゲージ(JIS B7518(1993)デプスゲージに適合する最小読取目盛0.02mm以下のもの)				
超音波厚さ計				

3. 容器の内面を照明検査するための設備（告示第31条第1項第5号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
内部照明器（十分な光力を有する豆電球等を挿入するもの又はこれと同等以上の効果を有するもの）				

4. 圧力計及び膨張計（膨張計は、膨張測定試験を行う場合に限る。）（告示第31条第1項第6号及び第7号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
圧力計（検査を行う容器の耐圧試験圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B 7505-1（2007）アネロイド型圧力計—第1部:ブルドン管圧力計に適合しているもの）				
膨張計（最小目盛が恒久増加量測定時において全増加量の100分の1又は0.1立方センチメートルまで計測できるもの）				

5. 残ガス回収のための設備（液化石油ガスを充填する容器、可燃性ガスを充填する容器及び毒性ガスを充填する容器に限る。）（告示第31条第1項第9号～第11号）

設備概要等

6. 塗装厚さを測定するための設備（液化石油ガスを充填する容器に限る。）（告示第31条第1項第12号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
膜厚計				

## 検査設備明細書

対象容器：超低温容器（容器則第 3 3 条第 2 号）

## 1. 気密試験のための設備（告示第 3 1 条第 2 項第 1 号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
圧力計（検査を行う容器の耐圧試験圧力の 1.5 倍以上 3 倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B7505-1（2007）アネロイド型圧力計－第 1 部：ブルドン管圧力計に適合しているもの）				

2. 断熱性能試験のための設備（以下のいずれかのうち、該当するものを記入する。）  
（告示第 3 1 条第 2 項第 2 号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
重さ計（試験用ガスを充填した容器の質量を測定でき、かつ、24 時間の当該ガスの気化量を測定できるもの）				
流量計（単位時間当りの当該ガスの気化量を測定できるもの）				



## 検査設備明細書

対象容器：一般複合容器（容器則第33条第1号）

## 1. 容器のさび落しのための設備、洗じょう設備及び乾燥のための設備（告示第31条第3項第1号及び第2号）

（イ～ニについては、該当するものを記入する。）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
イ. 容器回転式洗じょう機				
ロ. 回転式清じょう機				
ハ. 薬剤等を用いる洗じょう設備				
ニ. 水圧洗浄装置				
乾燥のための設備				

## 2. 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備（告示第31条第3項第3号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
スケール(JIS B7516(1987)金属製直尺1級に適合するもの)				
ノギス(JIS B7507(1993)ノギスに適合するもの)				
デプスゲージ(JIS B7518(1993)デプスゲージに適合する最小読取目盛0.02mm以下のもの)				
超音波厚さ計				

## 3. 容器の内面を照明検査するための設備（告示第31条第3項第4号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
内部照明器（十分な光力を有する豆電球等を挿入するもの又はこれと同等以上の効果を有するもの）				

4. 圧力計及び膨張計（膨張計は、膨張測定試験を行う場合に限る。）（告示第31条第3項第5号及び第6号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
圧力計（検査を行う容器の耐圧試験圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B 7505-1（2007）アネロイド型圧力計—第1部：ブルドン管圧力計に適合しているもの）				
膨張計（最小目盛が恒久増加量測定時において全増加量の100分の1又は0.05立方センチメートルまで計測できるもの）				

5. 残ガス回収のための設備（可燃性ガスを充填する容器及び毒性ガスを充填する容器に限る。）（告示第31条第3項第8号）

設備概要等

## 検査設備明細書

対象容器等：圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、又は圧縮水素運送自動車用容器及びこれらの容器に装置されている附属品（容器則第33条第3号及び第6号）

## 1. 容器の表面を清じようにするための設備（告示第31条第4項第1号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
エアーガン又は洗じょう液噴霧装置				
ワイヤーブラシ				
スクレパ				

## 2. 容器の外表面を照明検査するための設備（告示第31条第4項第2号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
蛍光灯又は白熱電灯				
鏡又はファイバースコープ				

## 3. 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備（告示第31条第4項第3号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
スケール（JIS B7516(1987)金属製直尺1級に適合するもの）				
ノギス（JIS B7507(1993)ノギスに適合するもの）				
デプスゲージ（JIS B7518(1993)デプスゲージに適合する最小読取目盛0.02mm以下のもの）				
拡大鏡				

4. 漏えい試験のための設備（告示第31条第4項第4号及び第31条第7項）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
①圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 ガス検知器（メタンガスの濃度が 0.2%以下まで検出できるもの）又 は検知液及び塗布のための器具				
②最高充填圧力が3.5MPa以下の圧 縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧 縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水 素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水 素運送自動車用容器 ガス検知器（水素の濃度が0.1% 以下まで検出できるもの） 又は検知液及び塗布のための器具				
③最高充填圧力が3.5MPaを超える 圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際 圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮 水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮 水素運送自動車用容器 ガス検知器（水素の濃度が0.03 %以下まで検出できるもの）				
圧力計（最高充填圧力の1.5倍以上 3倍以下の最高目盛のあるものであっ て、JIS B7505-1（2007）アネロイド型 圧力計－第1部：ブルドン管圧力計に 適合しているもの）				

5. 容器の傷及び亀裂を超音波探傷試験により確認するための設備（超音波探傷試験  
を行う場合に限る）（告示第31条第4項第5号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
一探触子射角探傷用超音波探傷 器（日本非破壊検査協会NDTS2431( 2018)圧縮水素スタンド用鋼製蓄圧 器の超音波探傷試験方法－付属書A （規定）探傷器及び探傷装置の機能 及び性能に適合するものに限る）				
フェーズドアレイ超音波探傷装 置（日本非破壊検査協会NDTS2431( 2018)圧縮水素スタンド用鋼製蓄圧 器の超音波探傷試験方法－付属書A （規定）探傷器及び探傷装置の機能 及び性能に適合するものに限る）				

## 検査設備明細書

対象容器等：液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（容器則第33条第4号及び第6号）

## 1. 容器の表面を清じようにするための設備（告示第31条第5項第1号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
エアガン又は洗じょう液噴霧装置				
ワイヤーブラシ				
スクレパ				

## 2. 容器の外表面を照明検査するための設備（告示第31条第5項第2号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
蛍光灯又は白熱電灯				
鏡又はファイバースコープ				

## 3. 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備（告示第31条第5項第3号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
スケール（JIS B7516(1987)金属製直尺1級に適合するもの）				
ノギス（JIS B7507(1993)ノギスに適合するもの）				
デプスゲージ（JIS B7518(1993)デプスゲージに適合する最小読取目盛0.02mm以下のもの）				
拡大鏡				

## 4. 漏えい試験のための設備（告示第31条第5項第4号及び第31条第8項）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
メタンガスの濃度が0.2%以下まで検出できるガス検知器				

5. 断熱性能試験のための設備（以下のいずれかのうち、該当するものを記入する。）  
 （告示第31条第5項第5号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
重さ計（試験用ガスを充填した容器の質量を測定でき、かつ、24時間の当該ガスの気化量を測定できるもの）				
流量計（単位時間当りの当該ガスの気化量を測定できるもの）				
測温抵抗体等を用いた温度計 （常温で最少読み取り目盛0.1度以下のもの。）				

## 検査設備明細書

対象附属品：一般附属品（一般附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品以外の附属品）を検査する場合）（容器則第33条第5号）

## 1. 気密試験のための検査設備（告示第31条第6項第1号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
空気又は不活性ガスを気密試験圧力以上の圧力に調整して供給することができる圧縮機、蓄圧器又は充填容器及び接続配管				
圧力計（気密試験圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B7505-1（2007）アネロイド型圧力計－第1部：ブルドン管圧力計に適合しているもの）				
発砲液等を塗布するための器具又は水槽				

## 2. 性能試験のための検査設備（告示第31条第6項第2号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
空気又は不活性ガスを安全弁の作動試験圧力以上の圧力に調整して供給することができる圧縮機、蓄圧器又は充填容器及び接続配管				
圧力計（安全弁の吹き始め圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B7505-1（2007）アネロイド型圧力計－第1部：ブルドン管圧力計に適合しているもの）				
トルク測定器具				

## 検査設備明細書

対象容器等：国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器及びこれらに装置されている附属品（国際容器則第24条）

## 1. 容器の表面を清浄にするための設備（告示第56条第1項第1号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
高压空気により塵等を除去するための設備又は洗浄液噴霧装置				
ワイヤーブラシ				
スクレパ				

## 2. 容器の外表面を照明検査するための設備（告示第56条第1項第2号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
燈火				
鏡又はファイバースコープ				

## 3. 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備（告示第56条第1項第3号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
スケール（JIS B7516(1987)金属製直尺の1級に適合するもの）				
ノギス（JIS B7507(1993)ノギスに適合するもの）				
デプスゲージ（JIS B7518(1993)デプスゲージに適合する最小読取目盛0.02mm以下のもの）				
拡大鏡				



4. 漏えい試験のための設備（告示第56条第1項第4号及び第2項）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
①最高充填圧力が3.5MPa以下の国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 ガス検知器（水素の濃度が0.1%以下まで検出できるもの） 又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具				
②最高充填圧力が3.5MPaを超える国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 ガス検知器（水素の濃度が0.03%以下まで検出できるもの）				
③国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 ガス検知器（メタンガスの濃度が0.2%以下まで検出できるもの） 又はガス漏えい検知液及び断熱性能試験のための設備				
④国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器 ガス検知器（メタンガスの濃度が0.2%以下まで検出できるもの） 及び断熱性能試験のための設備				
圧力計（最高充填圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B7505-1（2007）アネロイド型圧力計－第1部：ブルドン管圧力計に適合しているもの）				

容器検査所登録更新申請書	容器	× 整理番号	
	国際容器	× 受理年月日	年 月 日
		× 登録番号	
名 称			
容 器 検 査 所 所 在 地			
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類			
欠格事由に関する事項	1	高压ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者	
	2	高压ガス保安法第53条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者	
	3	心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者	
	4	法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	

年 月 日

代表者 氏 名

愛 知 県 知 事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

検査主任者届書		容器	× 整理番号	
		国際容器	× 受理年月日	年 月 日
名称				
容器検査所所在地				
選任	製造保安責任者免状の種類			
	検査主任者の氏名			
解任	製造保安責任者免状の種類			
	検査主任者の氏名			
選任	年 月 日			
解任				
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏 名

愛 知 県 知 事 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。
  - 3 製造保安責任者免状の種類のカラムは、製造保安責任者免状の交付を受けている者のみ記載すること。

履 歴 書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

最終学歴

職 歴

(特に高圧ガス関係の職歴は具体的に記載すること)

賞 罰

上記の通り相違ありません。

年 月 日

氏 名

高圧ガスの充填作業、容器若しくは附属品の製造の作業  
又は検査の実務に関する経験証明書

住所

氏名

生年月日

年 月 日生

作業等の経験

従事した期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
従事した作業等の内容		
従事した 事業所	名称	
	所在地	
	登録等 年月日	
	登録等 番号	

上記の作業等の経験は、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者 事業所所在地

名称

職名

容器検査所廃止届書	容器	× 整理番号	
	国際容器	× 受理年月日	年 月 日
名 称			
容器検査所所在地			
業務廃止年月日			
業務廃止の理由			

年 月 日

代表者 氏 名

愛 知 県 知 事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

高圧ガス製造事業所等変更届書	一般	× 整理番号	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
事業所の区分	容器検査所		
変更の内容			

年 月 日

代表者 氏 名

愛知県知事 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。
  - 3 「事業所の区分」については、該当するものを記載して下さい。

記入例 一般継目なし容器、溶接容器

様式番号A

容器検査所登録申請書	容器	× 整理番号	
	国際容器	× 受理年月日	年 月 日
		× 登録番号	
名称	〇〇工業株式会社		
容器検査所所在地	岡崎市□□町〇〇丁目〇番地〇号		
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類	1 一般継目なし容器、溶接容器 2 1に装置されている附属品		
欠格事由に関する事項	1 高压ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者	該当なし	
	2 高压ガス保安法第53条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者	該当なし	
	3 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者	該当なし	
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	該当なし	

年 月 日

代表者 氏 名

愛知県知事殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。



記入例 超低温容器、溶接容器（高圧ガス運送用自動車容器）

様式番号A

容器検査所登録申請書	(容器)	× 整理番号	
	国際容器	× 受理年月日	年 月 日
		× 登録番号	
名 称	〇〇工業株式会社		
容 器 検 査 所 所 在 地	岡崎市□□町〇〇丁目〇番地〇号		
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類	1 超低温容器（高圧ガス運送自動車用容器に限る。） 2 溶接容器（液化塩素、液化アンモニア又は液化石油ガスの高圧ガス運送自動車用容器であって、残ガス回収したものに限る。） 3 1及び2に装置されている附属品		
欠格事由に関する事項	1 高圧ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者	該当なし	
	2 高圧ガス保安法第53条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者	該当なし	
	3 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者	該当なし	
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	該当なし	

年 月 日

代表者 氏 名

愛 知 県 知 事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

記入例 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器

様式番号A

容器検査所登録申請書	(容器)	× 整理番号	
	国際容器	× 受理年月日	年 月 日
		× 登録番号	
名 称	〇〇工業株式会社		
容器検査所所在地	岡崎市□□町〇〇丁目〇番地〇号		
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類	1 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器 2 1に装置されている附属品		
欠格事由に関する事項	1 高圧ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者	該当なし	
	2 高圧ガス保安法第53条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者	該当なし	
	3 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者	該当なし	
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	該当なし	

年 月 日

代表者 氏 名

愛 知 県 知 事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

記入例 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器

様式番号A

容器検査所登録申請書	(容器)	× 整理番号	
	国際容器	× 受理年月日	年 月 日
		× 登録番号	
名 称	〇〇工業株式会社		
容器検査所所在地	岡崎市□□町〇〇丁目〇番地〇号		
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類	1 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 2 1に装置されている附属品		
欠格事由に関する事項	1 高压ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者	該当なし	
	2 高压ガス保安法第53条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者	該当なし	
	3 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者	該当なし	
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	該当なし	

年 月 日

代表者 氏 名

愛 知 県 知 事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

記入例 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器

様式番号A

容器検査所登録申請書	容器	× 整理番号	
	国際容器	× 受理年月日	年 月 日
		× 登録番号	
名称	〇〇工業株式会社		
容器検査所所在地	岡崎市□□町〇〇丁目〇番地〇号		
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類	1 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 2 1に装置されている附属品		
欠格事由に関する事項	1 高压ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者	該当なし	
	2 高压ガス保安法第53条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者	該当なし	
	3 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者	該当なし	
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	該当なし	

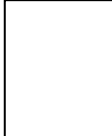
年 月 日

代表者 氏 名

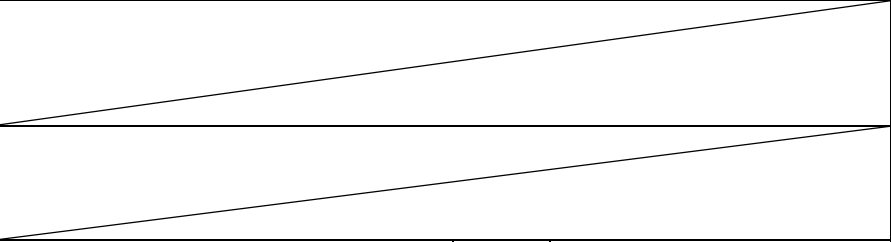
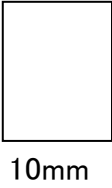
愛 知 県 知 事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

検査所に関する説明書

検査所	名称	〇〇工業株式会社		
	所在地	岡崎市□□町〇〇丁目〇番地〇号		
	責任者名	△△ △△	電話番号	□□□-〇〇〇-〇〇〇〇
検査 予実 定績 個 数	検査する容器等の種類		予定又は実績個数（年又は月）	
	1 内容積〇リットル以下の一般継目なし容器（※可燃性ガス及び毒性ガスの容器の有無を記載。） 2 内容積〇リットル以下の溶接容器（液化石油ガスを充填するものに限る。） 3 1及び2に装置されている附属品		〇 個 / 月	
残ガス回収及び処理に関する方法		可燃性又は毒性ガスの残ガスの回収方法等を記入する		
廃水処理に関する方法		液化石油ガスを充填する容器の膨張率測定試験、加圧試験に使用した水の処理方法について記入する		
検査主任者	氏名	〇〇 〇〇		(例)  10mm  10mm
	申請人との関係	従業員		
	資格	高圧ガス製造保安責任者免状		
	資格証明	免状の写し		
検査所に勤務する従業員の総数		約 〇 名	再検査に従事する者の数	約 〇 名
兼業の有無及び内容		有 一般ガス、液化石油ガスの充填		
備考				

検査所に関する説明書

検査所	名称	〇〇工業株式会社		
	所在地	岡崎市□□町〇〇丁目〇番地〇号		
	責任者名	△△ △△	電話番号	□□□-〇〇〇-〇〇〇〇
検査 予実 定績 個 数	検査する容器等の種類		予定又は実績個数（年又は月）	
	1 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器 2 1に装置されている附属品		〇 個 / 月	
残ガス回収及び処理に関する方法				
廃水処理に関する方法				
検査主任者	氏名	〇〇 〇〇	検査実施者の名称の符号	(例) 
	申請人との関係	従業員		
	資格	高圧ガス製造保安責任者免状		
	資格証明	免状の写し		
検査所に勤務する従業員の数		約 〇 名	再検査に従事する者の数	約 〇 名
兼業の有無及び内容		有 スクーバダイビング用品の販売		
備考				

検査所に関する説明書

検査所	名称	〇〇自動車株式会社		
	所在地	岡崎市□□町〇〇丁目〇番地〇号		
	責任者名	△△ △△	電話番号	□□□-〇〇〇-〇〇〇〇
検査 予実 定績 個 数	検査する容器等の種類		予定又は実績個数（年又は月）	
	1 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 2 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品		〇 個 / 月	
残ガス回収及び処理に関する方法				
廃水処理に関する方法				
検査主任者	氏名	〇〇 〇〇	検査実施者の名称の符号	(例) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">〇〇自動車</div>
	申請人との関係	従業員		
	資格	一級ガソリン自動車整備士		
	資格証明	合格証書の写し		
検査所に勤務する従業員の数		約 〇 名	再検査に従事する者の数	約 〇 名
兼業の有無及び内容		有 自動車整備業		
備考				

検査所に関する説明書

検査所	名称	〇〇自動車株式会社		
	所在地	岡崎市□□町〇〇丁目〇番地〇号		
	責任者名	△△ △△	電話番号	□□□-〇〇〇-〇〇〇〇
検査 予実 定績 個 数	検査する容器等の種類		予定又は実績個数（年又は月）	
	1 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 2 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品		〇 個 / 月	
残ガス回収及び処理に関する方法		/		
廃水処理に関する方法		/		
検査主任者	氏名	〇〇 〇〇		(例)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">〇〇自動車</div>
	申請人との関係	従業員		
	資格	一級ガソリン自動車整備士		
	資格証明	合格証書の写し		
検査所に勤務する従業員の総数		約 〇 名	再検査に従事する者の数	約 〇 名
兼業の有無及び内容		有 自動車整備業		
備考				



容器再検査対象容器一覧表

容器の種類* <sup>1</sup>	ガスの種類	残ガス回収した容器か否か（可燃性ガス又は毒性ガスを充填する容器のみ）	その他の条件* <sup>2</sup>	内容積* <sup>3</sup> （単位：リットル）
溶接容器	液化塩素	残ガス回収した容器	②	—
一般継目なし容器	液化石油ガス及びアセチレンガス以外	毒性ガス容器は、残ガス回収した容器	④	150リットル以下
圧縮水素自動車燃料装置用容器	水素	残ガス回収していない容器	⑤	—
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器	天然ガス	残ガス回収していない容器	—	—
超低温容器	液化酸素	—	—	150リットル以下
国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器	水素	残ガス回収していない容器	—	—

「\*<sup>1</sup>容器の種類」は、以下から選択してください。

溶接容器、超低温容器、ろう付け容器、一般継目なし容器、一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器

「\*<sup>2</sup>その他の条件」は、容器の種類が、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器又は一般複合容器の場合のみ、以下の①～④のうちいずれかの番号で選択して下さい。（容器則第26条第1項第3号イ）

・加圧試験による耐圧試験を実施する容器

- ① 破壊に対する安全率が3.5以上となるように肉厚を定めた容器であって内容積が2リットル以下のもの（金属ライナー製一般複合容器を除く。）
- ② 高圧ガス運送自動車用容器
- ③ プラスチックライナー製一般複合容器

・膨張測定試験による耐圧試験を実施する容器

- ④ 上記①～③以外の容器

また、圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち超音波探傷試験を実施する継目なし容器については⑤を選択して下さい。

「\*<sup>3</sup>内容積」は、条件を付す場合のみ記載して下さい。